

卸売市場をめぐる情勢

2025年 7 月
農林水産省
大臣官房 新事業・食品産業部 食品流通課



○ 平成30年の卸売市場法改正		2
○ 第三者販売等の取引状況		3
○ 改正卸売市場法施行 5 年後見直しの規定について		4
○ 団体との意見交換会における御意見・要望		5
○ 市場ごとの取引ルールの実態把握		6
○ 食料システム法について		7
○ 市場整備に関する取組		14
○ デジタル化に関する取組		19
○ 価格形成に関する取組		22

平成30年の卸売市場法改正

(H30.6成立、R2.6施行)

改正前（卸売市場法）

基本方針

- 卸売市場の整備を図るための基本方針の策定：農林水産大臣
 - ・中央卸売市場整備計画の策定：農林水産大臣
 - ・都道府県卸売市場整備計画の策定：都道府県知事

開設の認可

- 中央卸売市場：大臣認可〔開設主体：都道府県・人口20万人以上の市〕地方卸売市場：都道府県知事許可〔開設主体：規定なし〕
 - ・卸売業者 中央市場：大臣許可／地方市場：知事許可
 - ・仲卸業者 中央市場：開設者許可／地方市場：規定なし
 - ・売買参加者 中央市場：開設者承認／地方市場：規定なし

認可基準（中央卸売市場）

- ① 中央卸売市場整備計画に適合すること
- ② 業務規程の内容が法令に違反しないこと
- ③ 業務規程に定められた事項が業務の適正・健全な運営を確保する見地から適切であること
- ④ 中核的拠点として適切な場所に開設され、相当規模の施設を有すること
- ⑤ 事業計画が適切で、その遂行が確実と認められること

取引規制

- 売買取引の方法の策定
- 差別的取扱いの禁止
- 受託拒否の禁止（中央のみ）
- 代金決済方法の策定（中央のみ）
- 取引結果の公表
- 第三者販売の原則禁止（中央のみ）
- 直荷引きの原則禁止（中央のみ）
- 商物一致の原則（中央のみ）
- 等

指導・監督（中央卸売市場）

- 農林水産大臣による監督
 - ・開設者への報告徴収、立入検査、改善措置命令、認可取消等
 - ・卸売業者への報告徴収、立入検査、改善措置命令、許可取消等
- 開設者による監督
 - ・卸売業者等への報告徴収、立入検査、改善措置命令

法律補助

- ・中央卸売市場整備計画に基づく中央卸売市場の施設整備（4/10以内）

卸売市場に関する全般的な方針の策定

・開設者の申請に基づく認定制へ
・卸売業者の許可制等を廃止

・共通ルールに取引条件等の公表を追加
・第三者販売等はその他ルールとして卸売市場毎に判断
・開設者の業務運営体制を審査

開設者への報告徴収・検査監督を維持

整備計画の廃止に伴い見直し

改正後（卸売市場法）

基本方針

- 卸売市場に関する基本方針の策定：農林水産大臣

開設の認定

- 中央卸売市場：大臣認定〔開設主体：規定なし〕地方卸売市場：都道府県知事認定〔開設主体：規定なし〕

認定基準・取引ルール

- ① 業務規程の内容が基本方針に照らし適切であること
- ② 業務規程の内容が法令に違反しないこと
- ③ 業務規程に次の「共通の取引ルール」が定められていること
 - イ 売買取引の方法の策定・公表
 - ロ 差別的取扱いの禁止
 - ハ 受託拒否の禁止（中央のみ）
 - ニ 代金決済方法の策定・公表
 - ホ 取引条件の公表
 - ヘ 取引結果の公表
- ④ 「その他の取引ルール」が定められている場合には、次の要件を満たしていること（第三者販売、直荷引き、商物一致等）
 - イ 共通の取引ルールに反しないこと
 - ロ 卸売業者、仲卸業者等の取引参加者の意見を聴いて定めていること
 - ハ その内容が公表されていること
- ⑤ 開設者が取引ルールを遵守させるために必要な体制を有し、卸売業者等への報告徴収、立入検査、是正の求め等を実施できること
- ⑥ 円滑な取引の確保に必要な施設を有すること
- ⑦ 卸売市場の適正・健全な運営に必要な一定の要件に適合すること

指導・監督

- 農林水産大臣・都道府県知事による監督
 - ・開設者への報告徴収、立入検査、措置命令、認定取消等

法律補助

- 食品等流通合理化計画に基づく中央卸売市場の施設整備（4/10以内）



第三者販売等の取引状況

- 卸売市場法の改正により、**第三者販売**、**直荷引き**、**商物分離取引**の規制について、各市場ごとに判断して**ルール設定が可能**となり、**7割以上**の中央卸売市場で**規制を緩和**。
- **直荷引き**は、**青果**で**増加**。
- その他の品目は大きな変化はない。

取引の規制緩和の内容（卸売市場法改正 R2年6月施行）

改正前

- 第三者販売の原則禁止（中央のみ）
- 直荷引きの原則禁止（中央のみ）
- 商物一致の原則（中央のみ）



改正後

その他取引ルールとして、卸売市場ごとに判断して設定

中央卸売市場における規制緩和の状況

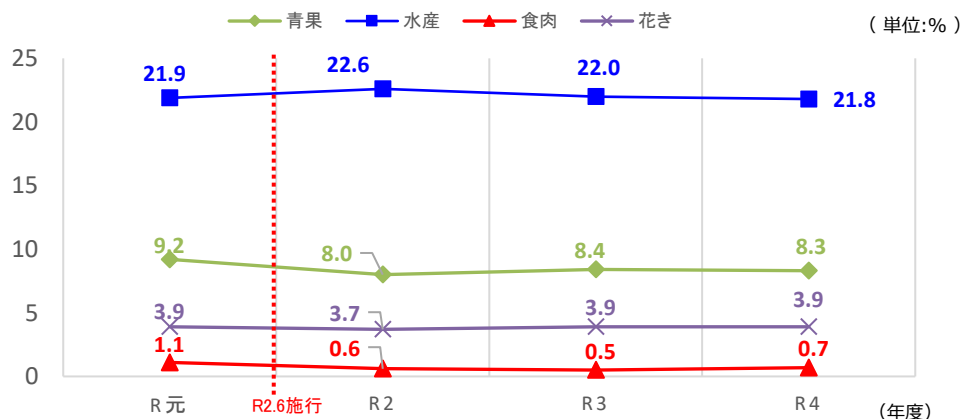
令和6年10月現在

	第三者販売	直荷引き	商物分離取引
自由（規制緩和）・原則自由	72.5%	77.5%	90%
規定なし	5	2	12
事後報告	18	22	19
事後届出	5	7	4
大きな影響がなければ可能	1	0	1
禁止・原則禁止	27.5%	22.5%	10%
	11	9	4

資料：食品流通課卸売市場室調べ

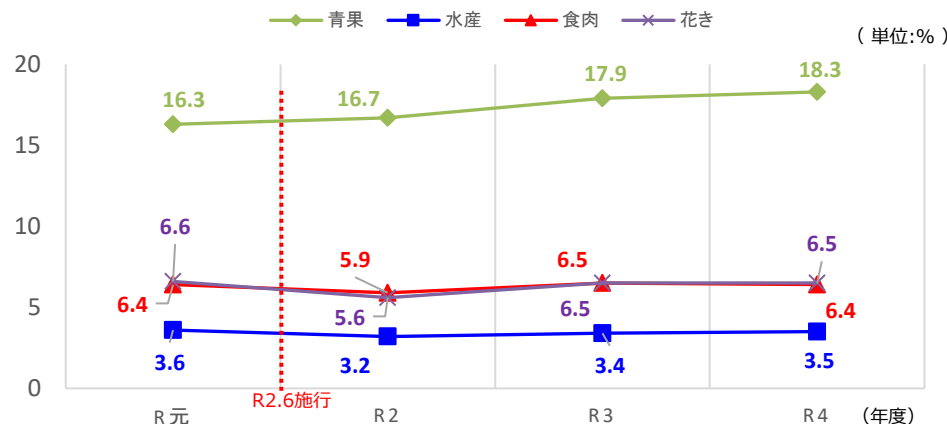
注）中央卸売市場は39開設者であるが、1開設者において部類ごとにルールが異なるため、合計は40。

中央卸売市場における第三者販売の状況（卸売金額に対する割合）



資料：食品流通課卸売市場室調べ

東京都中央卸売市場仲卸業者の直荷引きの状況（卸売金額に対する割合）



資料：東京都中央卸売市場調べ

注）卸売市場データ集では把握していないため、参考に東京都中央卸売市場調べのものを掲載



○卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律
(平成30年法律第62号)

附則第11条 政府は、この法律の施行後 5 年を目途として、
食品等の生産、流通及び消費の動向及び実態を踏まえ、
農林漁業及び食品流通業の成長発展
並びに一般消費者の利益の増進に資する
食品等の流通構造の実現の観点から、
新卸売市場法及び新食品等流通法の規定について
それぞれ検討を加え、
その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

施行日：令和 2 年 6 月 21 日 → 施行後 5 年：令和 7 年 6 月



① 現行を評価

- (青果卸) 現行法は市場毎にルール設定が可能で、法律レベルで見直し要望はない
- (青果卸) 商売のために規制緩和したことを評価
- (青果卸) 市場や卸・仲卸の重要性を基本方針で明記したことを評価
- (漁業者) 安心して生産できるよう 受託拒否の禁止の存置を希望
- (青果小売) 公正なルールで取引できる 法の存続を希望

② 市場整備・再編

- (農業者) 老朽化に対応して 機能的な市場再整備を促進する必要
- (農業者) 取扱量の少ない市場は 合併も含めコスト削減を進めるべき
- (漁業者) 産地市場の統合を進めており支援を希望

③ デジタル化

- (花き生産者) 人口減少で労働力が不足する中、市場と産地間を オンラインで情報交換できる デジタル化が必要
- (花き卸) インターネット取引システムの更なる活用のためには他市場からもセリに参加可能にする必要
- (青果小売) 代払システムに係るデジタル化による データ連携の推進に期待

④ 価格形成

- (農業者) 生産コストが上昇する中、持続可能な価格形成を期待
- (青果卸) 手数料の見直しも必要
- (青果仲卸) 人件費・資材費が上昇しており、代払いの 利息分も含めたコストの積上げが必要

⑤ 市場ごとの取引ルールの見直し

- (花き生産者) 物流負荷を低減するために週3回のセリを週2回に集約することを希望
- (水産仲卸) セリ売割合や第三者販売など 公正な取引の徹底等を希望
- (水産仲卸) 市場や卸・仲卸の重要性に鑑み国及び開設者による指導・監督等の関与を希望
- (花き生産者) 市場運営は、出荷者、買参人が 双方で手数料を負担する見直しを要望

① 卸売市場法への評価

- (青果卸) 現行法は市場毎にルール設定が可能で、法律レベルで見直し要望はない
- (青果卸) 商売のために規制緩和したことを評価
- (青果小売) 公正なルールで取引できる法の存続を希望
- (漁業者) 安心して生産できるよう受託拒否の禁止の存置を希望
- (開設者) 取引上の問題はなく、大きな影響はない*
- (青果卸) 地方市場においては、法改正によるトラブルは起きていない*
- 〔青果卸〕 市場や卸・仲卸の重要性を
- 〔水産仲卸〕 基本方針で明記したことを評価
- (水産仲卸) 法改正後、取引参加者間にルールの解釈の違いがみられ、それが仲卸に不利に働いているとの声が上がっている*

② 市場ごとの取引ルールの見直し

- 〔水産卸〕 市場法の内容を理解していない、法に基づくルール
- 〔水産仲卸〕 か業務規程等のルールか理解していない業者も
- 〔青果小売〕 存在*
- (水産仲卸) セリ売割合や第三者販売に係るルールなど公正な取引の徹底等を希望
- (水産仲卸) 市場や卸・仲卸の重要性に鑑み国及び開設者による指導・監督等の関与を希望
- (花き生産者) 市場運営は、出荷者、買参人が双方で手数料を負担する見直しを要望
- (花き生産者) 物流負荷を低減するために、鉢物に関しては週3回のセリを週2回に集約することを希望

③ デジタル化

- (花き卸) デジタル化を進める際、市場ごとの業務規程や取引委員会の合意がハザード*
- (花き卸) インターネット取引システムの更なる活用のためには他市場からもセリに参加可能にする必要
- (食肉卸) デジタル化については、すべてをオンライン化するわけではないが、踏み出す時期と史料*
- (花き生産者) 人口減少で労働力が不足する中、市場と産地間をオンラインで情報交換できるデジタル化が必要
- (花き生産者) デジタル化推進について、必要な基盤整備や支援のあり方の検討が必要*
- (青果小売) デジタル化の推進を希望。代払システムに係るデジタル化によるデータ連携の推進に期待。

④ 市場整備・再編

- 〔農業者〕 老朽化に対応して機能的な市場再整備を促進する必要
- 〔食肉卸〕
- (農業者) 取扱量の少ない市場は合併も含めコスト削減を進めるべき
- (漁業者) 産地市場の統合を進めており支援を希望

⑤ 価格形成

- (青果卸) 厳しい経営状況の中で手数料の見直しも必要
- 〔青果卸〕 消費者理解の醸成が必要であり、マスコミ対策等も重要*
- 〔農業者〕
- (青果仲卸) コストに関していえば、人件費・資材費の上昇のほか、代払いの利息分等もある
- (農業者) 生産コストが上昇する中、農業が持続可能となる価格形成を期待
- (食肉生産者) 日によって荷が集まらず、価格がつかない場合もある*

- 市場関係者からせりや第三者販売、商物分離の要件などの**市場ごとの取引ルール**に関し不明瞭な部分は明確化が必要との意見があったため、国において、当該取引ルールを調査するとともに、事業者に対して**当該取引ルールに関する運用も含めた見直しに関するアンケート**を行い、取りまとめる。

【調査方法等】

調査対象者：中央卸売市場（64市場）（卸売業者、仲卸業者（組合等団体）、売買参加者（組合等団体））
 調査ルート：卸売市場室・中央卸売市場開設者→組合等団体（卸売業者など組合等団体がない場合は事業者直接向事業者（事業者）に回答してもらうかは組合等団体に一任）
 調査ツール：原則としてMicrosoft Forms（紙の回答可）
 調査実施期間：令和7年8月4日～29日

【市場ごとの取引ルールの調査】

国において、業務規程を調査し、せり、第三者販売、直荷引き、商物分離などの取引ルールの設定状況を整理の上、開設者に確認。

せり

第三者販売

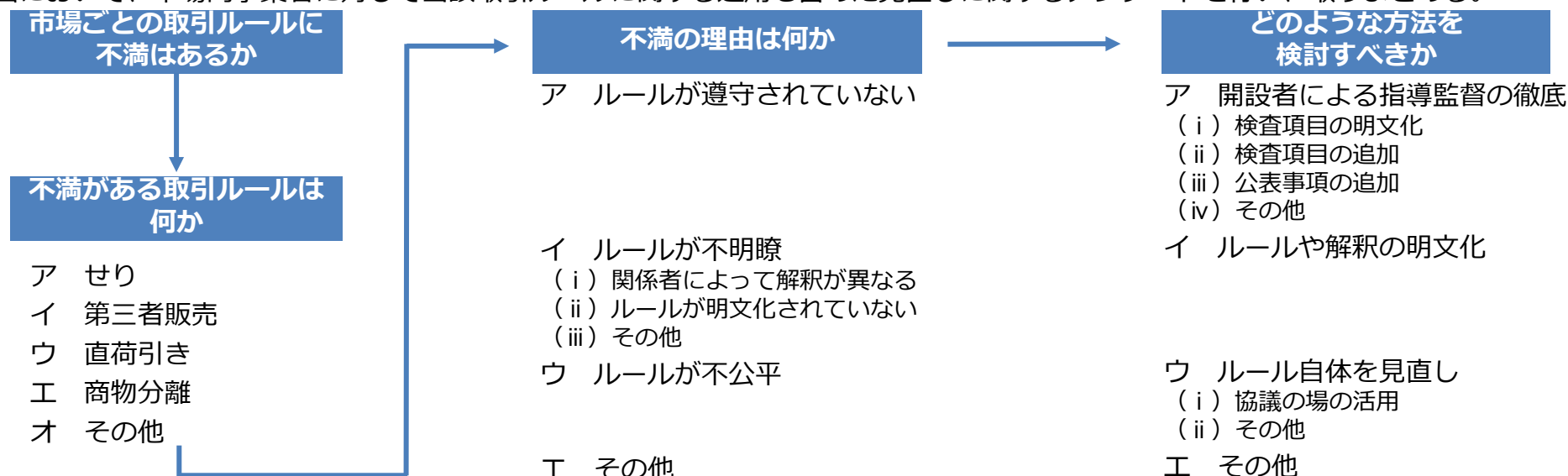
直荷引き

商物分離

その他

【市場ごとの取引ルールの見直しに関するアンケート】

国において、市場内事業者に対して当該取引ルールに関する運用も含めた見直しに関するアンケートを行い、取りまとめる。



【取引ルール以外のアンケート】

上記の取引ルールに関するアンケートにおいて、現行制度の評価や施設整備、物流効率化、デジタル化等の課題について、事業者の意向を把握する。

食料システムを通じた食料の持続的な供給

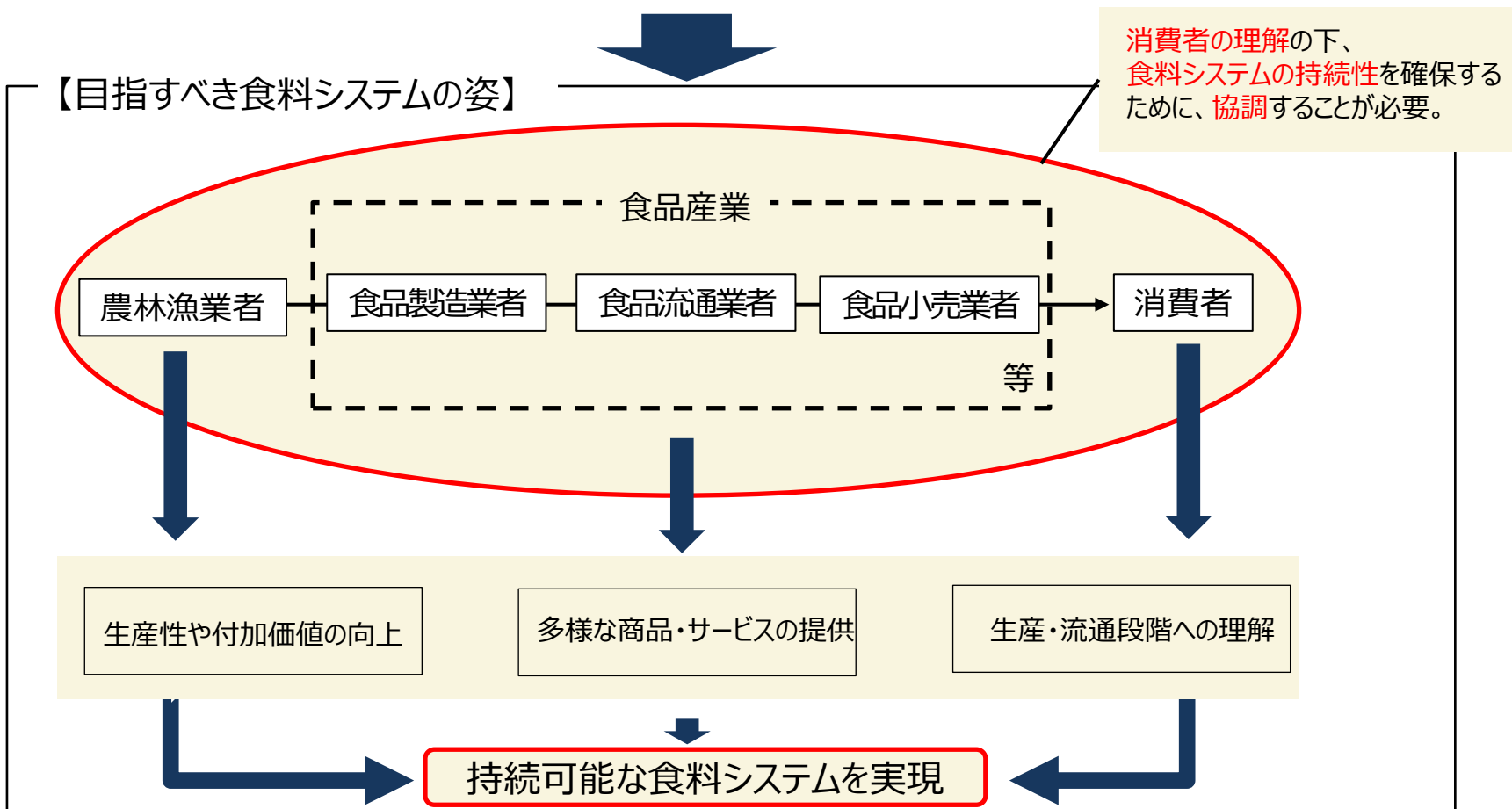
【直面する課題】

原材料価格の高騰や急速な円安の進行など、農業・食品産業の事業環境が急激に変化。

【考え方】

食品の生産から消費までの各段階の関係者を通じて、持続的に供給できるよう協調。

【目指すべき食料システムの姿】





- 我が国を取り巻く状況変化を踏まえ、**食料安全保障の確立**等を柱に、令和6年6月に**食料・農業・農村基本法**を改正。

（食料安全保障の確保）

第二条 食料については、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることに鑑み、将来にわたって、食料安全保障（良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態をいう。以下同じ。）の確保が図られなければならない。

2・3 （略）

4 国民に対する**食料の安定的な供給**に当たっては、農業生産の基盤、食品産業の事業基盤等の食料の供給能力が確保されていることが重要であることに鑑み、国内の人口の減少に伴う国内の食料の需要の減少が見込まれる中においては、国内への食料の供給に加え、海外への輸出を図ることで、**農業及び食品産業の発展**を通じた**食料の供給能力の維持**が図られなければならない。

5 **食料の合理的な価格の形成**については、**需給事情及び品質評価**が適切に**反映**されつつ、食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品産業の事業者、消費者その他の**食料システム**（食料の生産から消費に至る各段階の関係者が有機的に連携することにより、全体として機能を発揮する一連の活動の総体をいう。以下同じ。）の**関係者**によりその**持続的な供給に要する合理的な費用が考慮**されるようにしなければならない。

6 （略）



（食料の円滑な入手の確保）

第十九条 国は、地方公共団体、食品産業の事業者その他の関係者と連携し、**地理的な制約、経済的な状況その他の要因にかかわらず食料の円滑な入手**が可能となるよう、食料の輸送手段の確保の促進、食料の**寄附が円滑に行われるための環境整備**その他必要な施策を講ずるものとする。

（食品産業の健全な発展）

第二十条 国は、**食品産業が食料の供給**において果たす**役割の重要性**に鑑み、その健全な発展を図るため、環境への負荷の低減及び資源の有効利用の確保その他の**食料の持続的な供給に資する事業活動**の促進、**事業基盤**の強化、円滑な**事業承継**の促進、**農業との連携**の推進、**流通**の合理化、先端的な技術を活用した食品産業及びその関連産業に関する**新たな事業の創出**の促進、**海外における事業の展開**の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

（食料の持続的な供給に要する費用の考慮）

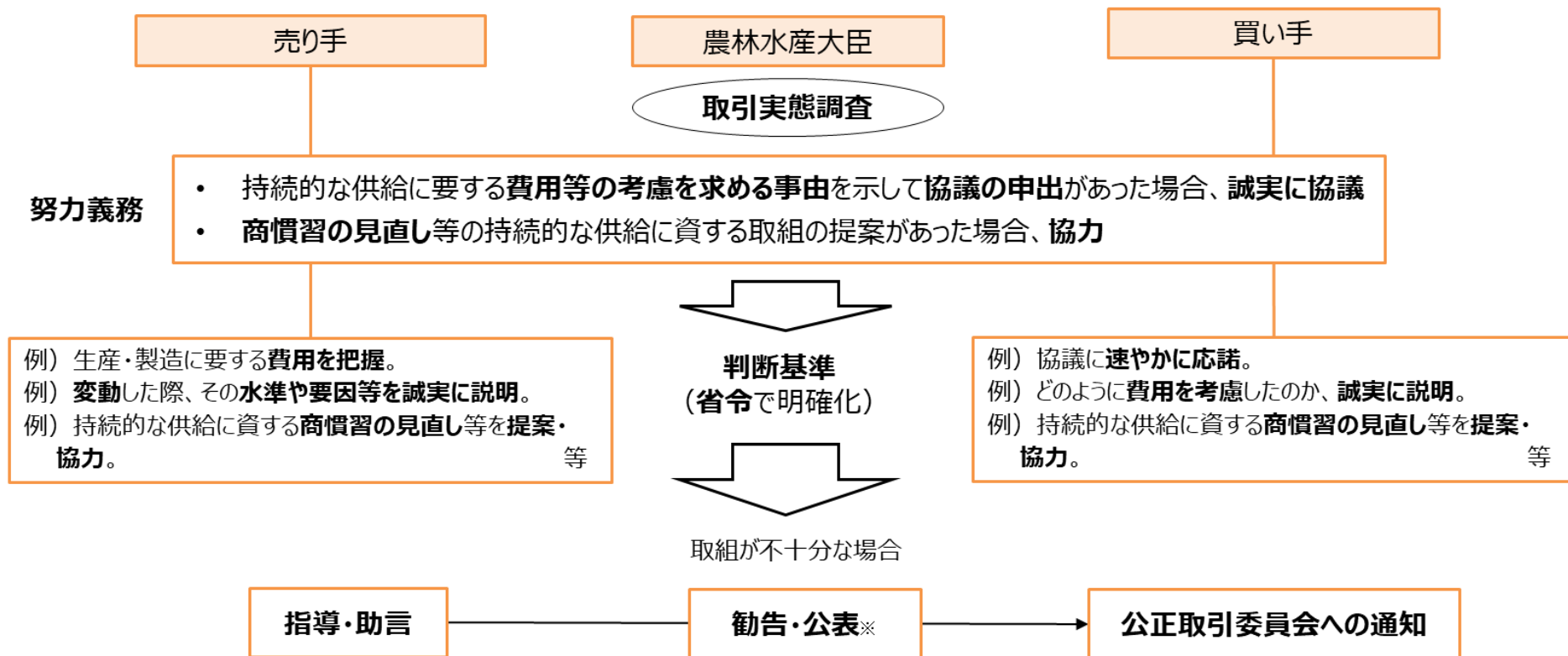
第二十三条 国は、食料の価格の形成に当たり食料システムの関係者により食料の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるよう、食料システムの関係者による**食料の持続的な供給の必要性に対する理解の増進**及びこれらの**合理的な費用の明確化の促進**その他必要な施策を講ずるものとする。

（農産物の価格の形成と経営の安定）

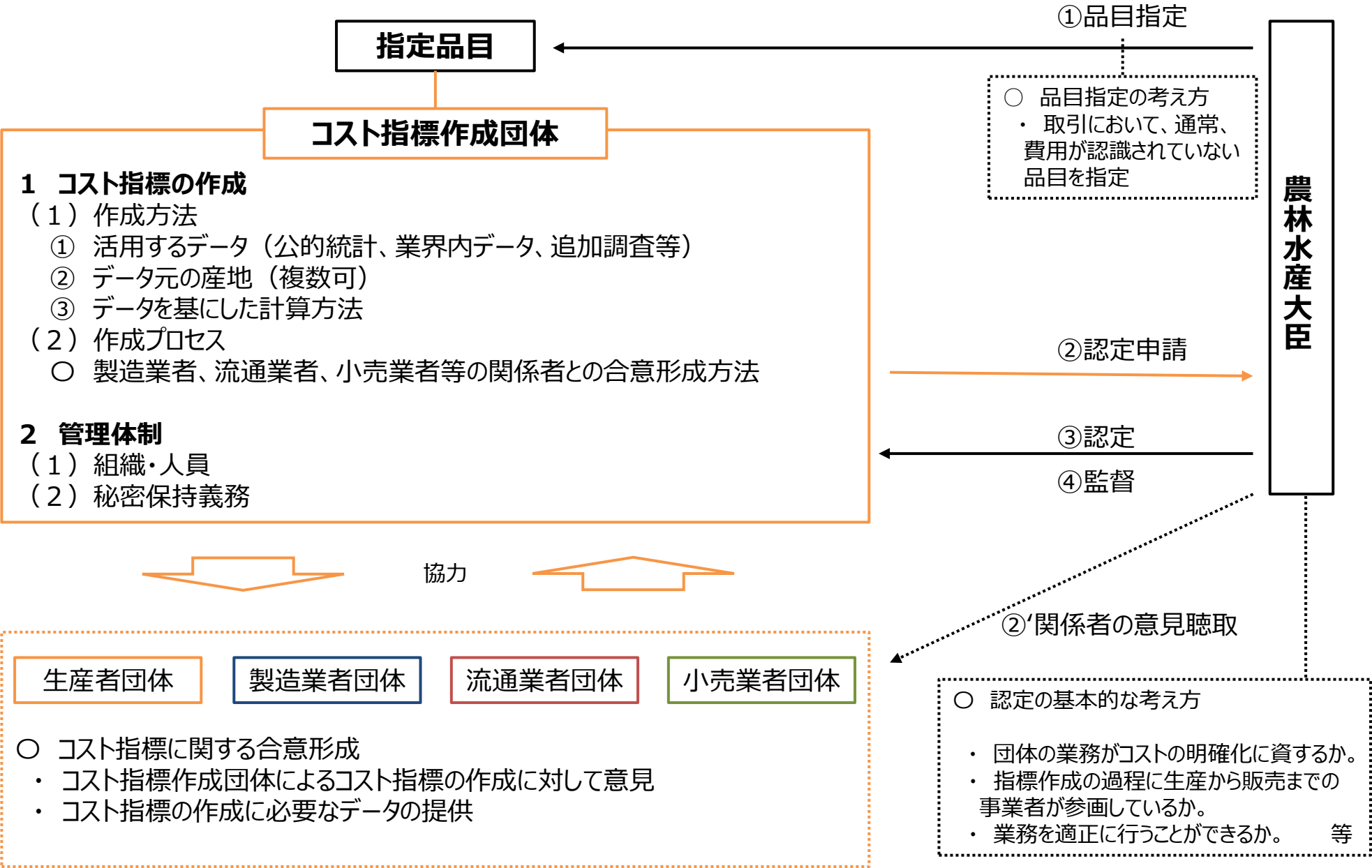
第三十九条 国は、農産物の価格の形成について、**第二十三条**に規定する施策を講ずるほか、消費者の**需要に即した農業生産**を推進するため、**需給事情及び品質評価が適切に反映**されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

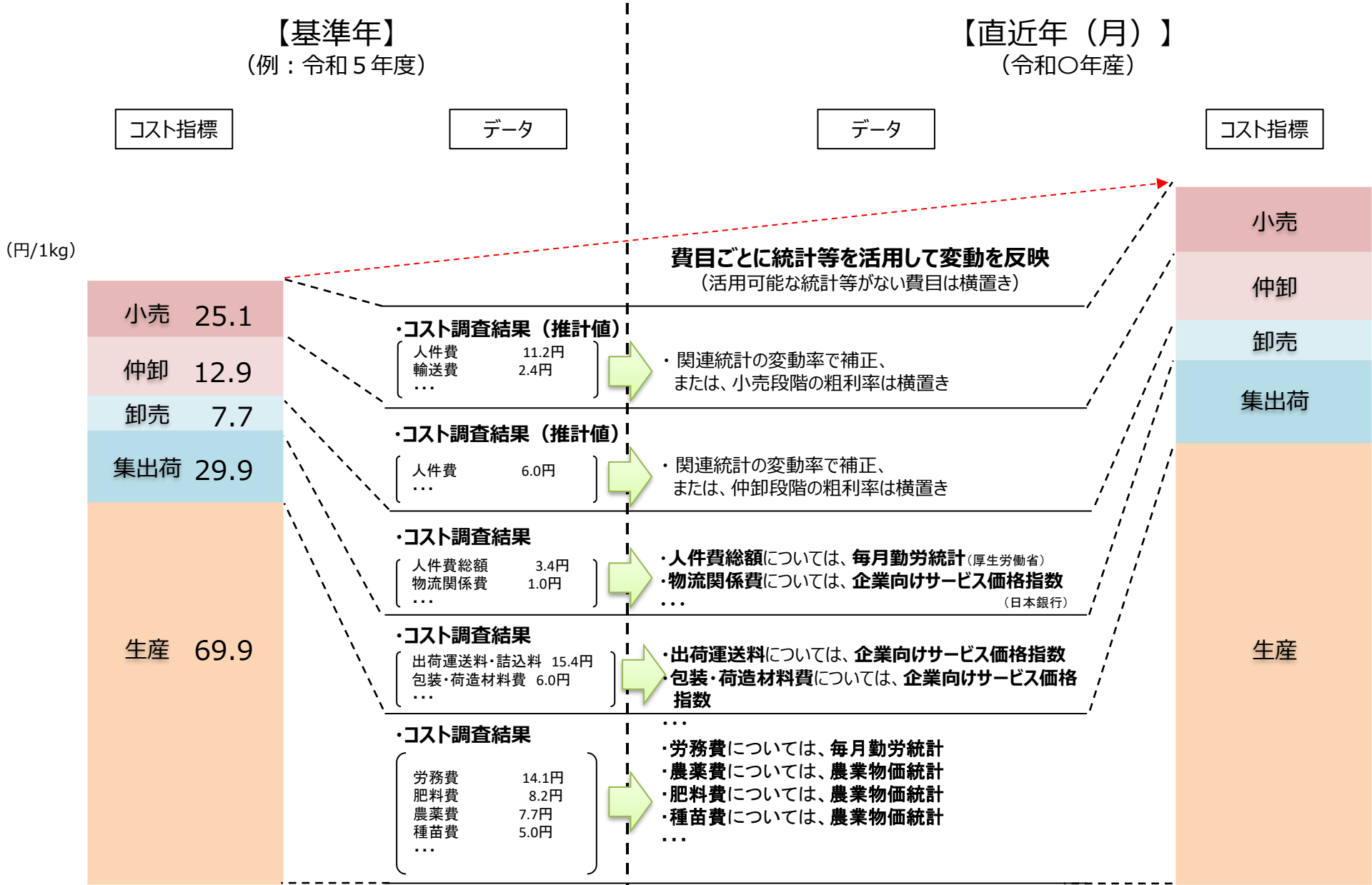
- 最終的な取引条件は当事者間で決定という自由主義の前提を維持した上で、飲食料品等事業者等の「努力義務」を明確化。
 - ① 持続的な供給に要する費用等の考慮を求める事由を示して協議の申出があった場合、誠実に協議
 - ② 商慣習の見直し等の持続的な供給に資する取組の提案があった場合、検討・協力
- 農林水産大臣が、努力義務に対応した「行動規範」(判断基準)を省令で明確化。取組が不十分な場合等は、指導・勧告等。

【新たな仕組み】 需給や品質を基本としつつ、合理的な費用を「考慮」 ～規制措置の導入～



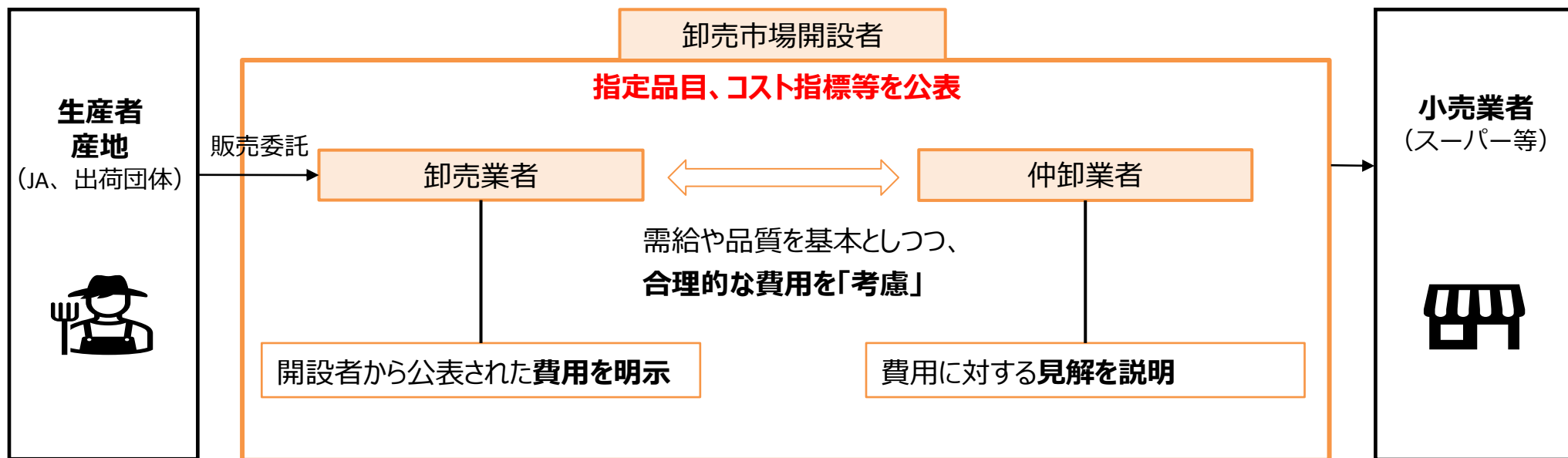
※ 勧告に必要な限度において、報告徴収・立入検査（罰則あり）を実施。





- 卸売市場では、価格を調整弁として、出荷された青果物等を早急に売買。
- 卸売市場でコストを考慮するため、開設者が指定品目、コスト指標等を公表。

○ 市場取引でのコストの考慮



(運用) ・貯蔵性の高い品目 ・売残りの場合には、翌日持越し ・取扱数量を設定 等

卸売市場の老朽化の現状と対策

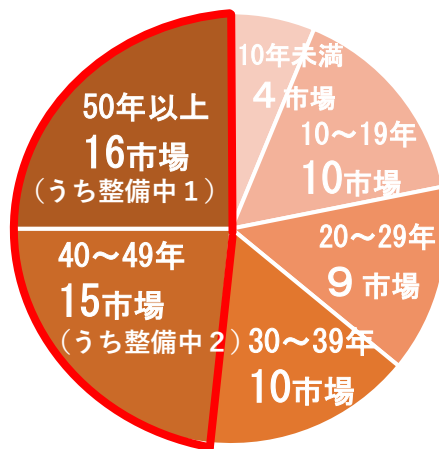
- 全国64の中央卸売市場の5割弱にあたる28市場は、40年以上（1985（昭和60）年）移転・大規模整備を行っていない。うち、15市場は50年以上経過（令和7年3月末現在）。
- 全国909の地方卸売市場の約半数にあたる487市場は、40年以上（1984（昭和59）年）移転・大規模整備を行っていない。うち、308市場は50年以上経過（令和6年3月末現在）。

<整備後40年以上の中央卸売市場一覧>

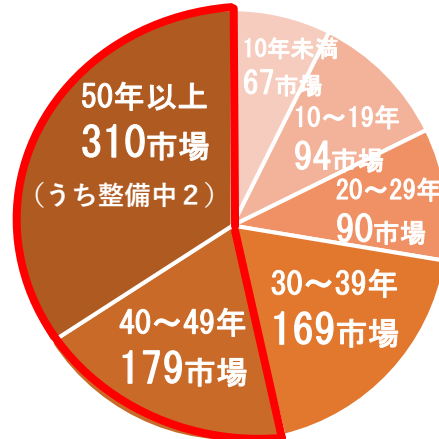
市場名	経過年数	備考（開設年等）
青森市中央卸売市場	50年以上	昭47
八戸市中央卸売市場	48年	昭52
仙台市中央卸売市場本場	50年以上	昭35（昭48移転）
仙台市中央卸売市場食肉市場	43年	昭50
いわき市中央卸売市場	49年	昭52
宇都宮市中央卸売市場	50年以上	昭50
さいたま市食肉中央卸売市場	50年以上	昭36
東京都中央卸売市場豊島市場	50年以上	昭10
東京都中央卸売市場足立市場	50年以上	昭10
東京都中央卸売市場多摩NT	43年	昭58
浜松市中央卸売市場	47年	昭54
金沢市中央卸売市場	46年	昭41
福井市中央卸売市場	50年以上	昭49
名古屋市中中央卸売市場北部市場	41年	昭25（昭57移転）
大阪府中央卸売市場	47年	昭53
大阪市中央卸売市場南港市場	42年	昭33（昭59移転） （整備中）
神戸市中央卸売市場東部市場	50年以上	昭31
奈良県中央卸売市場	49年	昭52
和歌山市中央卸売市場	50年以上	昭49（整備中）
岡山市中央卸売市場	43年	昭36（昭57移転）
広島市中央卸売市場中央市場	44年	昭23（昭56移転） （整備中）
広島市中央卸売市場東部市場	50年以上	昭49
宇部市中央卸売市場	50年以上	昭47
徳島市中央卸売市場	50年以上	昭47
松山市中央卸売市場	50年以上	昭49
北九州市中央卸売市場	50年以上	昭33（昭50移転）
久留米市中央卸売市場	50年以上	昭36
長崎市中央卸売市場	50年以上	昭50
宮崎市中央卸売市場	49年	昭52
鹿児島市中央卸売市場青果市場	49年	昭10（昭51移転）
沖縄県中央卸売市場	42年	昭59

【施設整備後の経過年数】

（中央卸売市場：令和7年3月末現在）



（地方卸売市場：令和6年3月末現在）



大規模整備未実施の市場への対策

生鮮食料品流通の核として

- ①品質・衛生管理の強化
- ②物流業務の効率化・省力化
- ③保管調整機能の強化
- ④輸出先国までの一貫したコールドチェーンの確保
- ⑤輸出先国が求める衛生基準の確保等に資する卸売市場整備を支援

整備後のイメージ



▲効率的なトラックバース



▲フォーク等が通行可能な通路

今後の卸売市場整備の方向性



- 卸売市場の付加価値を高め、その活性化を図るためには、物流効率化を実現する施設整備、品質向上を可能とするコールドチェーンの確保など卸売市場の機能強化が急務。
- その際、将来の需要予測、費用負担も考慮しつつ、施設利用者で合意形成を図り、物流効率化に必要な施設利用のルール設定やデジタル化を進めるとともに、施設利用者が行う施設整備との連携や事業協同組合等による共同利用施設の整備の促進等についても検討していく必要。
- また、市場内の事業者同士はもとより、運送事業者や他市場の事業者との連携・役割分担、さらには複数事業者間での事業再編も含めた検討を促進することが重要。
- さらに、重厚長大型ではなく、コストパフォーマンスの高い施設の整備を目指すという選択肢についても検討する必要。
- 国は、開設者等による物流効率化、輸出拡大、中継共同輸送、防災減災等の機能強化を図る市場整備を重点的に支援。

卸売市場整備の方向性

【物流効率化】

- 場内の一方通行化や入退場口の分離
- パレット荷役を前提にフォークリフトに必要な通路幅の確保
- バリアフリー対応や十分なピッキングスペースの確保
- 人手不足の解消・省力化のためのAGV等の自動搬送システムの活用
- 卸と仲卸の共同利用を前提とした売場・荷捌き場、共同の冷蔵施設・加工施設・配送センター

【輸出拡大・新需要】

- 輸出先国までコールドチェーンを繋げるための搬入から搬出まで温度管理できる閉鎖型施設
- 輸出先国の規制・条件に対応した処理・加工施設
- 貯蔵保管・鮮度維持が可能な冷凍・冷蔵施設

【中継共同輸送】

- 中継共同輸送に対応した複数台同時に荷役可能な通路、荷下ろし場所
- 中継共同輸送の荷の一時保管に必要な冷凍・冷蔵施設
- 効率的なトラックの配車、荷の管理システムの整備

【防災減災】

- 自然災害等に対応した、施設の耐震化、耐水化、耐風化

【コストパフォーマンス】

- 既存施設の改修・増築、安価で簡素な施設構造の選択
- 事業者による施設整備

一体的に取り組む事項

- トラック予約システムの導入
- 共有部における駐停車、荷下ろし、荷捌き、荷積みルールの明確化・取締り強化
- パレット管理ルールの明確化・取締り強化
- インターネット取引システムなどデジタル化による省人化・働き方改革
- 売り場、加工施設等の共同利用
- 共同輸配送の推進
- 将来的な事業継承・統合計画の作成
- 産地との安定的な取引関係の確立

卸売市場における整備事例（事業協同組合による施設整備）

- **富山市場**では、**青果卸、仲卸業者、運送業者が事業協同組合を設立し、冷蔵、加工、配送施設を集約した物流棟を整備し、鮮度保持や品質管理を向上した効率的な物流を実施。**

富山市場物流協同組合物流棟（青果）

○整備の概要

事業実施主体	富山市場物流協同組合
所在地	富山県富山市
施設面積	3,328㎡
	荷捌き場・買荷積込所 757㎡
	冷蔵庫施設 2,352㎡
	加工施設 219㎡
総事業費	12.2億円（うち国費 2.1億円）
施設構造	鉄骨造（平屋）
整備単価	367千円/㎡（総事業費／施設面積）
事業期間	令和5年度

【富山市場の再整備について】

富山市公設地方卸売市場では、令和3年度からPPP（公民連携）手法による再整備を実施。青果棟、関連店舗・事務所棟（令和5年3月竣工）、水産棟（令和6年6月竣工）がリース方式で調達されている。

既存施設の抱える問題

- 各施設が卸売場から離れ、点在しているため場内の物流が非効率
- 荷は各施設へフォークリフトで運搬するため、荷が雨風に晒される
- 各施設への荷の運搬、冷蔵庫の不足により温度管理が不十分
- 各施設の老朽化により、建物・設備共に修繕コストが高くなっている



整備イメージ



整備の効果

- 施設の集約化により場内物流が効率化、荷捌きや加工等の作業効率が向上
- 物流棟と開設者整備の新青果棟が近接することで、売場施設との物流動線が効率化。
- 冷蔵庫施設の拡大により鮮度保持や品質管理が向上
- 荷捌きスペースの十分な確保による入出荷の作業効率が向上

卸売市場における整備事例（輸出拠点化のための施設整備）

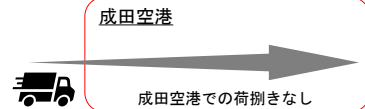
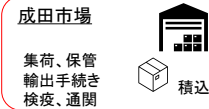
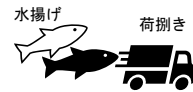
- **成田市公設地方卸売市場**は、成田国際空港の隣接地に移転し、**卸売施設**や市場内で輸出手続きを完結するワンストップ輸出拠点機能等を有する**高機能物流施設を整備**（2022年1月開設）。
- **輸出拡大に向けた販路開拓等**に取り組み、農水産物の**輸出額目標2027年度88億円**を目指す。

○成田市公設地方卸売市場の機能

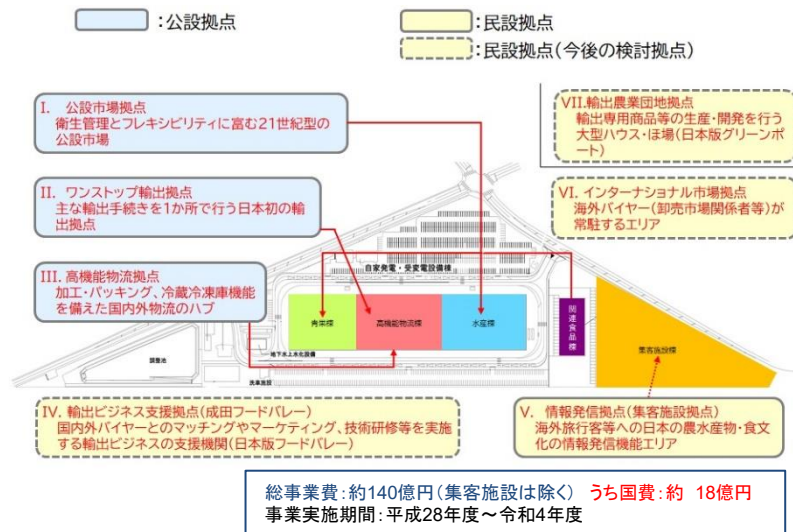


○成田市公設地方卸売市場のワンストップ輸出拠点機能

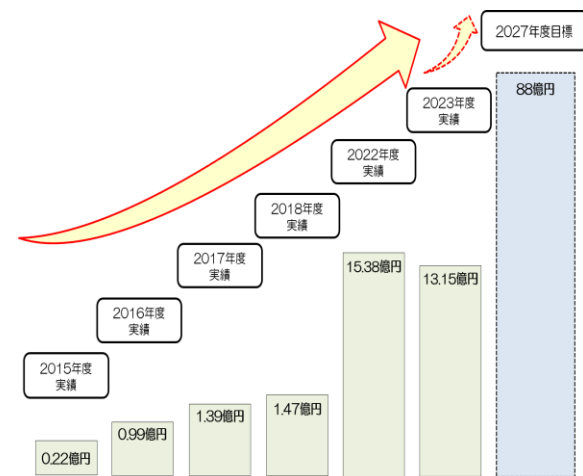
「集荷」→「輸出手続き」→「航空コンテナ積付け」を市場内でワンストップで行うことにより、収穫や水揚げ当日中の空輸が可能



○成田市公設地方卸売市場のレイアウト



○成田市公設地方卸売市場の輸出額の目標



注：成田市から聞き取り当省が作成

輸出拡大に向けた主な取り組み内容

- 2015年度
 - ・イギリス（ロンドン）に青果物を試験輸出
- 2016年度
 - ・アメリカ、マレーシアに農水産物を試験輸出
- 2017年度
 - ・中国（西安）に水産物を試験輸出
 - ・ドイツ（フランクフルト）の青果物卸会社及びフランス（ラングス）の水産物卸会社と成田市場卸会社社輸出入に関する覚書を締結
 - ・国際農産物等市場推進計画を策定
- 2018年度～
 - ・“日本の食品”輸出EXPOなどの展示商談会に、市場事業者が設立した「成田市場水産物貿易協同組合」などの団体とともに出展
- 2021年度
 - ・新生成田市場開場
 - ・新市場内で各輸出証明書の発行、通関、検疫、爆発物検査などの手続きをワンストップ化で実施
 - ・国際的な衛生基準であるHACCP認証の取得も想定した閉鎖型施設

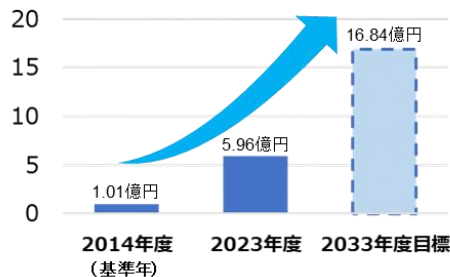
卸売市場における整備事例（輸出拠点化のための施設整備）

- **京都市場**は、アジア等への輸出を視野に、**輸出先国が求める衛生・品質管理**や**加工等に対応可能な流通拠点**を整備（2022年度に水産棟整備完了、2028年度に青果棟建替完了予定）。
- これにより、新鮮で安全・安心な**生鮮食品等を求めるニーズの高まり**や、航空輸送、海上輸送による**輸出に対応**。農林水産物の**輸出額目標**2033年**16.84億円**を目指す。

○整備の概要

事業実施主体	京都市
開設者	京都市
所在地	京都府京都市下京区朱雀分木町80
敷地面積	約14.7万㎡
事業期間	H27～R10年度
事業内容	水産棟施設（H27～R4） 青果棟施設（R5～R10）
総事業費	約600億円

輸出目標・輸出実績



京都市場の抱える課題



- 物流動線の煩雑化や荷置場等の作業スペース不足の解消



- 輸出に対応した品質管理の徹底

整備イメージ

閉鎖型施設



ピッキングスペース



立体低温倉庫



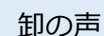
- 閉鎖型施設への転換、棟内の温度管理により、輸出先国が求める衛生・品質管理基準に対応
- **加工・調製施設の整備により、航空輸送、海上輸送による輸出に対応**
- 立体低温倉庫の導入により、品質管理と作業効率を向上
- 場内道路の一部拡幅、車両の一方通行化により、物流を効率化
- ピッキングスペースの設置により、大量商品の積込作業効率を向上

主な特徴

- **アジア等への輸出を視野に海外見本市への出展をはじめとするPR活動を継続的に実施するとともに、輸出先国が求める衛生・品質管理や加工・調製に対応可能な施設とすることで、輸出拡大に貢献する。**
- 京都市中心部に立地する都市型市場として、和食や京の食文化を支える小売店、料理屋等との流通ネットワークを維持・充実させるとともに、食文化の継承・発展の拠点として、人材育成や情報発信に取り組む。

- 

業務効率化・売上↑↑



- 壳上↑↑



- 20

- (株) なにわ花いちばと (株) JF鶴見花きは、場内せりを廃止し、共通のインターネット取引システムによるオンライン取引に移行することで、作業人員を大幅に削減するとともに、セリ時間を朝6時30分から前日の19時に前倒しすることで、従業員の深夜・早朝の勤務を削減し、働き方改革を実現。
- 時刻が早まることで、早期出荷による鮮度向上や遠隔地の市場への輸送が可能になり、渋滞の少ない時間帯で輸送可能になるなど、物流も効率化。

6:30



人員 5人/セリ台 × 11台 = 55人

- ・ 車通勤しかできない
- ・ 私生活で友人等と予定が合わせづらい

19:00

前日



1台につき
4人カット



人員 1人/セリ機 × 11機 = 11人

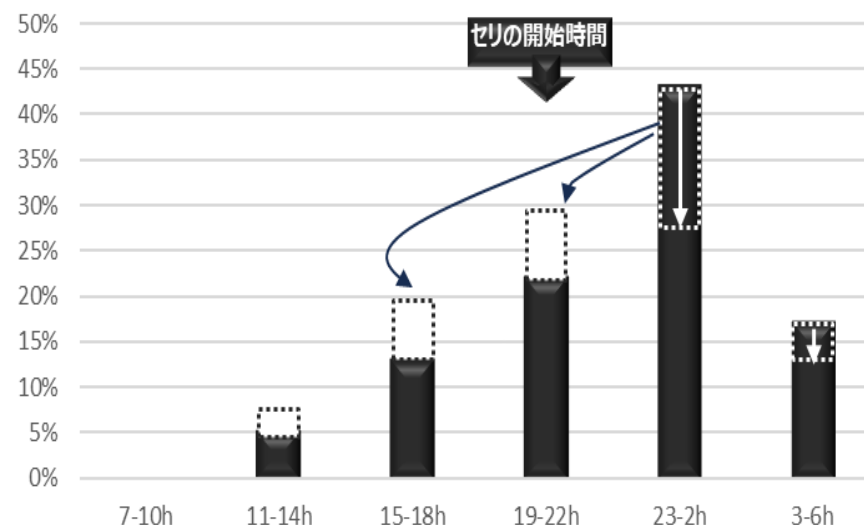
- ・ 公共交通機関で通勤可能
→ 雇用の幅が拡大
- ・ 終業後に予定を入れられる
→ 社員の離職率の減少

Point

⇒ 9割がセリ前取引でセリの前（昼間）に売れるので、残り1割のセリが終われば20時には退社可能。

⇒ 従業員のワークライフバランスが改善され、なにわ花いちばでは、従業員の平均年齢が37歳前後に。

搬入トラックの割合（イメージ）

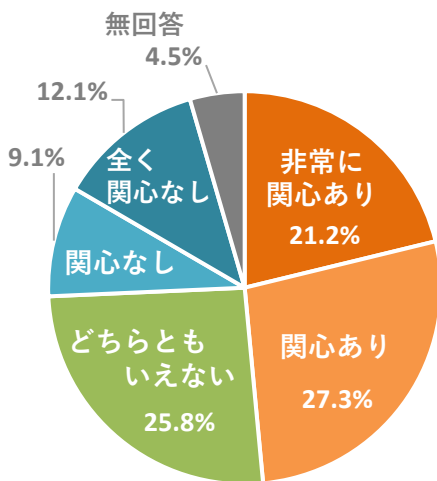


食肉のデジタル化による働き方改革の動き

- (公社)日本食肉市場卸売協会の会員を中心に構成された、食肉卸売市場情報機能強化検討委員会では、**食肉市場のデジタル化に向けた調査・検討**を実施。
- 令和6年に行った買参人へのアンケート調査では、**オンラインセリに関心がある**という回答が**約半数**を占め、**メリット**として**自宅や会社から参加**でき、**時間を有効活用**できること等が挙げられた。一方、想定される**課題**として、**画面越し**での枝肉の**品質判断が難しい**という回答が最も多かった。
- 画面越しでの品質確認、瑕疵担保責任の範囲、免責条件等、**運用面で更なる議論が必要**ではあるが、まずは**現地セリとオンラインセリのハイブリッド開催**で、**豚枝肉**や**乳牛**、**部分肉**など**畜種を限定してスタート**することが期待される。

【アンケート調査結果】(公社)日本食肉市場卸売協会の会員27市場の買参人のうち、66事業者が回答

■ オンラインセリへの興味



■ オンラインセリのメリット (複数回答可)

- 53.0%** 自宅や会社でセリに参加でき、セリに参加しやすくなる
- 53.0%** 来場する手間が省け、時間の有効活用につながる
- 25.8%** オンラインセリによって得られる(であろう)データに興味がある
- 24.2%** オンラインセリによるメリットはない

■ オンラインセリの想定される課題 (複数回答可)

- 80.3%** 画面越しでは肉の品質が確認できないと思う
- 53.0%** 機器やネットワークの不調で参加できないことへの不安
- 51.5%** 画面越しで入札して肉に瑕疵があった場合の補償が不安
- 39.4%** 市場としての活気や空気感がなくなってしまう懸念
- 36.4%** 会場で参加した人とタイムラグで差がつかないか不安

【検討委員会における議論の概要】

★ 画像で品質確認ができるかどうか

⇒まずは

- ・**現地セリとオンラインセリのハイブリッド開催**で
- ・**豚枝肉**や**乳牛**、**部分肉**など、単価が相対的に低く品質のバラツキが小さい、あるいは評価が安定しやすい畜種に限定してスタートしてはどうか。

★ 画面越しで下見・入札して肉に瑕疵があった場合の補償が不安

⇒**瑕疵担保責任の範囲**や**免責条件**を明確にしておく必要がある。

★ システムのタイムラグへの不安

⇒**クラウドサーバを経由**させることにより解決可能。

手数料見直しの取組事例

- 岡山や広島等の地域では、水産卸売業者において**物流費や資材費等のコスト高騰**に対応するため、5.5%の**委託手数料**を6.5%に**引き上げ**。引上げの際は産地に丁寧に説明を行い、理解を得て取引を継続。
- (株)大田花きは、従来一律9.5%であった委託手数料を、「**手数料8%**」と「**荷扱い料**」に細分化。**人手のかからないものは割安に、反対に人手のかかるものは適正な手数料を設定するメニュープライシング**を実施。**輸送容器の統一化**を促進し、これにはまらず**手荷役が発生するコストを「見える化」**。

水産卸による委託手数料の引上げ

【岡山中央魚市(株)、広島中央魚市(株)、高松東魚市場(株)、丸水中央水産(株)、中水青森中央水産(株)、築地魚市場(株)等】

引上げの背景

- ・物流費や資材費等のコスト高騰により経営状況が悪化。このため、従来の委託手数料である5.5%を6.5%に見直し、**産地に対して背景・理由を丁寧に説明**。

引上げ前後の産地の反応

- ・産地もコスト高騰の影響を直に受けており、**引上げについて理解**。
- ・引上げ後も変わらず荷が市場へ出荷。

引上げ後の現状

- ・先行して引き上げた市場が問題なく取引を継続できていることから、引上げの動きが**他市場にも波及**。
- ・手数料を引き上げたことから、買付けでも同水準の高さの値段で仕切るよう、**担当者の意識も変化**。

花きでの手数料改定による物流効率化

【(株)大田花き】

従来

委託手数料9.5%（一律）



2017年以降

「委託手数料8%」+「荷扱い料」

自動仕分け装置で対応できる箱等 → **50円**

それ以外の手間のかかるもの → **100円**

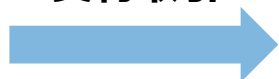
価格形成の取組事例（冷凍野菜の加工販売）

- 熊本大同青果グループは、大手商社と共同で「熊本大同フーズ」を設立。2021年3月から生産者の所得向上を目的に、冷凍野菜の加工・販売販売を開始。しらぬい
- 年間での生産能力は約2千トン。県内産のホウレンソウ、コマツナ、ミカン、不知火、イチゴなどの冷凍加工を行い、売上を拡大。
- 生鮮だけでなく、冷凍出荷により販売チャネルを拡大し、安定して販売できる体制を構築。青果物の安定供給と適正価格の維持を目指している。

熊本大同フーズ



契約取引



【生産者】

販売情報



生産者との繋がりが強い
産地市場のメリットを活かし
連携を強化

計画販売



【実需者】

コスト情報



バッファー機能（貯蔵保存）を
活かした青果物の
安定販売体制の構築

価格形成の取組事例（生鮮野菜の貯蔵販売）

- 長崎でじま青果（株）は、県産ブロッコリーの生産、供給の安定に向け、長崎市中心卸売市場内に加工・冷蔵施設を整備し、地元農家やJA等から全量を契約取引で買い上げ、当該施設で貯蔵した後、鮮度保持のため氷詰めをして出荷。
- 需給で相場変動する中でも冷蔵貯蔵しながら需要にあわせた出荷をすることで、相場取引よりも通年で見ても高値安定した取引を実現。
- 卸から小売、生産者に上記のデータやコスト情報を示し、持続可能な生産への理解を醸成。

